

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する(1~2週間程度)

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要な事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金特設Webサイト

<https://jsh.go.jp/r3h/>



事業承継・引継ぎ補助金(廃業・再チャレンジ)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(専門家活用/廃業・再チャレンジ)』

TEL:050-3615-9043


※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]

経営資源の引継ぎ先を探している中小企業者

事業再編・事業統合等を検討している中小企業者の皆様へ

事業承継・ 引継ぎ補助金 廃業・再チャレンジ のご案内



 事業承継・
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編、事業統合を促進し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

制度のポイント

1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(ジグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

2 申請期間を4期間設定しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、各事業とも申請期間を4期間設定しており、タイミングに応じた申請が可能です。各申請期間については公募要領やWebサイトなどで、申請期間をご確認ください。

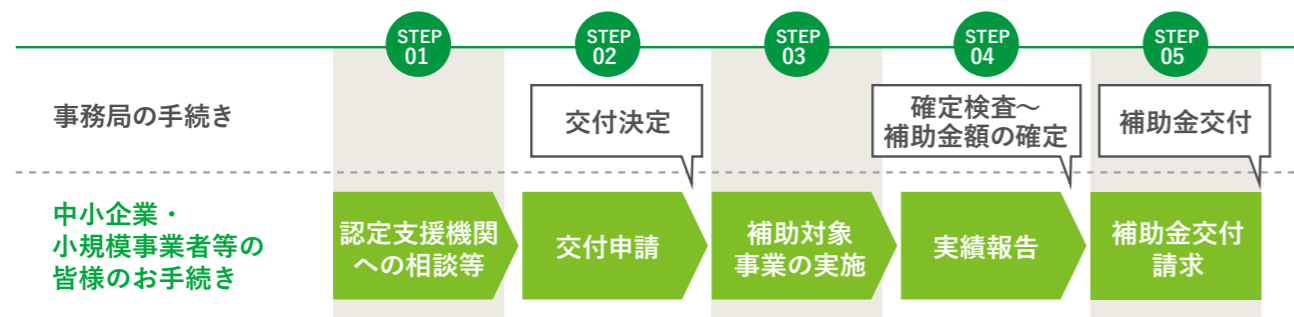
3 「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります

専門家活用において委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する手数料に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。なお、FA・M&A仲介費用以外の経費については、「M&A支援機関登録制度」に関係なく、事務局が認めたものが補助対象となります。

4 廃業・再チャレンジ事業を新設しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助する事業として、廃業再チャレンジ事業を新設しています。本事業は、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。詳細は公募要領をご確認ください。

補助金交付までの流れ(廃業・再チャレンジ)



申請スケジュール(廃業・再チャレンジ)



※第1回公募に限り、申請時点で補助対象経費に係る契約・発注を行っている場合、もしくは申請後交付決定前に補助対象経費に係る契約・発注を行う予定がある場合は申請時に事前着手の届出を申請し、事務局の承認を受けることで、事務局が認めた日を補助対象事業の事業開始日とすることができます。なお、事前着手の届出において申請することのできる補助対象事業の着手日または着手予定日は、2022年3月31日に以後に限られます。詳細は公募要領をご確認ください。

〈廃業・再チャレンジ〉

中小企業・小規模事業者が再チャレンジを目的として既存事業を廃業する際の費用の一部を補助

補助の対象となる廃業パターン

- ①会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業
- ②事業の一部を廃業(事業撤退)するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

※単独申請の場合は①のみ、経営革新及び専門家活用との併用申請の場合は①②が対象となります。

再チャレンジの内容

支配株主または株主代表が以下に取り組むこと

- ①新たに法人を設立
- ②個人事業主として新たな事業活動を実施
- ③自身の知識や経験を活かせる企業への就職

対象となる経費	補助率	補助上限
廃業費 (廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、 原状回復費、リースの解約費、 移転・移設費用)	補助対象 経費の 2/3以内	150万円以内

※ 詳細は公募要領をご確認ください。
※ 経営革新事業、専門家活用事業と併用にて申請する場合は、経営革新事業、専門家活用事業それぞれの事業として申請してください(廃業・再チャレンジ事業での申請は不要です)。

申請受付期間 2022年4月28日(木)～2022年5月31日(火)17:00